

育児に関する両立支援制度（概要・常勤職員）

【休業・休暇制度】

	概 要	期間・日数
育児休業	子を養育するための休業 〔育児休業法第3条第1項〕	3歳になるまで
配偶者出産休暇 （男性職員のみ）	妻の出産に係る入退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のための休暇 〔人事院規則15—14第22条第1項第9号〕	2日（出産に係る入院等の日から出産の日後2週間まで）
育児参加のための休暇 （男性職員のみ）	妻が出産する場合に子を養育するための休暇 〔人事院規則15—14第22条第1項第10号〕	5日（妻の産前期間から出産日以後1年までの期間）（小学校就学前まで）
子の看護等休暇	子を看護等するための休暇 〔人事院規則15—14第22条第1項第11号〕	年5日（子が2人以上の場合は10日）（小学校3年生まで）

【勤務する時間を短くする制度】

	概 要	期間・日数
育児短時間勤務	子を養育するため、通常より短い勤務時間（週19時間25分等）で勤務すること 〔育児休業法第12条第1項〕	小学校就学前まで
育児時間	子を養育するため、1日2時間まで又は1年につき10日相当の時間まで勤務しないこと 〔育児休業法第26条第1項から第4項〕	小学校就学前まで
保育時間	子の授乳等を行うための休暇（1日2回それぞれ30分以内） 〔人事院規則15—14第22条第1項第8号、人事院規則10—7第10条〕	1歳になるまで

【勤務時間帯を変更する制度】

	概 要	期間・日数
フレックスタイム制	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること（土日のほかに週1日勤務しない日を設定することも可） 〔勤務時間法第6条第3項〕	制限なし

早出遅出勤務	子の養育のため、勤務時間帯を変更すること 〔人事院規則10—11第3条第1号、第2号〕	小学校卒業まで
休憩時間の短縮	子の養育のため、職場にいる時間を短くできるように休憩時間を短縮すること 〔「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(平成6年職職—328)第6の第3項(3)ア〕	小学校卒業まで
休憩時間の延長	子の養育のため、休憩時間を延長すること (当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務等を行う場合に限る) 〔「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第6の第3項(2)イ〕	小学校卒業まで

【深夜勤務・超過勤務を制限する制度】

	概 要	期間・日数
深夜勤務の制限	子の養育のため、深夜勤務(午後10時～午前5時)をさせないこと 〔人事院規則10—11第6条〕	小学校就学前まで
超過勤務の免除	子の養育のため、超過勤務をさせないこと 〔人事院規則10—11第9条〕	小学校就学前まで
超過勤務の制限	子の養育のため、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせないこと 〔人事院規則10—11第10条〕	小学校就学前まで